

# 工場立地法届出のしおり

## 工場立地法とは

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

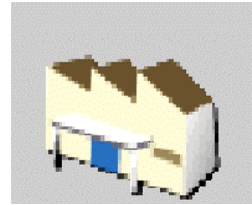
昭和 48 年に「工場立地の調査等に関する法律」を改正し、制定されました。

## ☆ 届出が必要な工場

工場立地法の届出が必要となる工場を『**特定工場**』といいます。

『**特定工場**』にあたるのは、次の条件をみたす工場です。

- ① 工場の敷地面積が 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上
- ② 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱発電所は除く）



\* 「特定工場」は、次の 2 種類に分類されます。

- 新設工場：昭和 49 年 6 月 29 日以降に設置された工場
- 既存工場：昭和 49 年 6 月 28 日以前に既に設置されていた工場

## ☆ 規制の内容

生産施設面積率	業種に応じて敷地面積の <b>30%～65%以下</b>
緑地面積率	敷地面積の <b>20%以上</b>
環境施設面積率（緑地含む）	敷地面積の <b>25%以上</b>

\* 既存工場については、緩和措置があります。詳しくはお問い合わせください。

\* 環境施設には次のものが含まれます。

噴水・池等の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設のほか、企業博物館等の教養文化施設、雨水浸透施設等。

## ☆ 届出の必要な行為

特定工場が、次の行為を行う場合には届出が必要です。

①工場の新設	事前の届出
②生産施設の増設（スクラップアンドビルドを含む）	
③工場敷地の増加または減少	
④工場内の緑地・環境施設の撤去	
⑤住所や氏名の変更（法人の代表者変更の場合は不要）	事後の届出
⑥地位の承継（合併等により工場を引き継ぐ場合）	

\* なお、工場を廃止された場合は廃止届の提出をお願いしています。

\* ①から④については、原則、工事着工 90 日前までに届出が必要です。

## ☆ 届出の不要な行為

特定工場が、以下の行為を行う場合は届出不要です。

- ・ 修繕に伴い増加する生産施設面積の合計が 30 m<sup>2</sup>未満の場合
- ・ 生産施設の撤去のみを行う場合
- ・ 生産施設以外の施設（事務所、研究所、倉庫等）を新增設する場合  
（緑地・環境施設の撤去を伴う場合は届出が必要です。）
- ・ 緑地・環境施設が増加する場合

## ☆ 届出の種類

新設の場合	新設届（法第 6 条 1 項）
既存工場が初めて届出をする場合	変更届（附則第 3 条 1 項）
届出事項について変更する場合	変更届（法第 8 条 1 項）
住所や氏名を変更した場合	氏名等変更届（法第 12 条 1 項）
工場を承継した場合	承継届（法第 13 条 3 項）

\* 「既存工場」は、工場立地法制定後最初に届出の必要な行為を行うまで、届出をする必要はありません。

## ☆ 緑地面積等の規制が緩和される場合

次の場合には緑地面積等が緩和されることがあります。詳しくはお問合わせください。

### 1 既存工場の建替え（スクラップアンドビルド）に対する配慮

敷地内の環境施設面積率（緑地含む）が 25%に達していない既存工場が生産施設を増設する場合には、同時に一定面積の緑地の増加が求められます。

ただし、次の(1)及び(2)に該当する場合には、必要なすべての緑地面積を確保できなくても建替え（スクラップアンドビルド）ができます。

(1) 対象工場要件 ①かつ②に該当すること	① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること ② 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積又は環境施設面積が一定量改善されること
---------------------------	--

(2) 生活環境保全要件 ①～③のいずれか一つに該当すること	① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新 ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺地域の生活環境に配慮したレイアウトに変更 ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと
-----------------------------------	---

### 2 工業団地特例

工業団地の共通施設として適切に配置された緑地等がある場合、それを団地内各工場の固有の敷地面積に応じて比例配分し、各工場の緑地等として加算することができます。

### 3 工業集合地特例

工業集合地に隣接した一団の土地に計画的に整備された緑地等がある場合、当該緑地等の整備につき各工場が負担する費用に応じて比例配分し、各工場の緑地等として加算することができます。

---

#### 工場立地法Q & A

---

Q 規模等は「特定工場」に該当していますが、工場を建ててからまだ一度も届出をしたことがありません。届出をしておかなければならなかったのでしょうか。

A 昭和 49 年 6 月 28 日以前から操業している工場の場合、昭和 49 年 6 月 29 日以降最初に届出の必要な行為を行う時に届出をすれば問題ありません。

また、「特定工場」に該当しなかった工場が、敷地の増加や建築面積の増加によって「特定工場」となる場合も、「特定工場」となる行為を行うときに届出をしていただきます。

Q 生産施設面積は延床面積ですか。

A 水平投影面積です。延床面積ではありません。

Q 倉庫、事務所、研究所や試作プラントなどは、生産施設にあたりますか。

A 生産施設にはあたりません。生産施設と同一の建築物内にあっても壁やドア等で仕切られていれば、生産施設とは区別できます。

Q 緑地の単位、樹木の種類等は決まっているのですか。

A 緑地と認められるための広さの要件はありません。樹木の種類も限定はありません。

Q 樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合、緑地は工場立地上どのような扱いになりますか。

A 上記の場合、当該重複部分は緑地とします。但し、生産施設と重複する場合は、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。